

# 生活習慣病予防健診（一般財団法人日本健康文化振興会に委託して実施します。）

以下の案内は被保険者（社員）の方を対象にしております。  
被扶養者（家族） 任意継続被保険者（本人・家族）の方はご自宅に送付しました「生活習慣病予防健診のご案内」を参照してください。  
年度途中で被扶養者（家族）になり、受診を希望される方は健康保険組合までご連絡ください。

## （１）対象者

平成 30 年 4 月 1 日現在 35 歳以上（昭和 58 年 4 月 2 日以前生まれ）の加入者。

但し、会社の定期健康診断及び健保組合が補助する人間ドック、乳がん、子宮がん検診を受診した方を除く。 会社が両方受診可能としている場合を除く。

## （２）申込期限 平成 30 年 10 月末まで

## （３）受診期限 平成 31 年 1 月末まで

（法律に基づき各種報告等を行うため、基本的に 9 月までに受診してください。）

## （４）受診回数 年度内 1 回

## （５）健診機関及び会場

日本健康文化振興会が契約している健診機関及び会場  
以下を参照してください。

施設型・・・「平成 30 年度【施設型】生活習慣病予防健診実施医療機関名簿」

巡回型・・・「平成 30 年度巡回健診会場一覧」（女性のみ）

## （６）基本検査項目 「平成 30 年度基本検査項目」を参照してください。

**全ての基本検査項目を受診することが必須です。**

## （７）自己負担金

施設型		巡回型
男性	女性	女性のみ
8,500 円	12,500 円	9,800 円

## （８）オプション検査（**料金は全額自己負担です**）

健診機関ごとの実施状況は医療機関名簿【施設型】からを確認してください。巡回型は会場ごとの実施状況が一覧に記載がありません。健診機関、会場、日程によりご希望に添えない場合は振興会から連絡があります。

オプション検査項目	自己負担金 （消費税込）
1．眼底検査	1,620 円
2．眼圧検査（施設型のみ実施）	1,620 円
3．骨密度検査（巡回型は未実施会場有）	3,240 円
4．B 型肝炎検査	2,480 円
5．C 型肝炎検査	2,700 円
6．ペプシノーゲン検査	3,200 円
7．ピロリ菌検査（血液検査）	3,300 円
8．CEA（消火器腫瘍マーカー）	3,240 円
9．RA・CRP（リウマチ検査）	2,700 円
10．頸動脈エコー（施設型のみ実施）	4,860 円
11．PSA（男性のみ）	3,240 円

6、7 の検査をセットで行った場合、料金は 6,000 円(税込)となります。  
巡回型は 2、10 の検査はありません。  
PSA(前立腺)検査は 50 歳以上の被保険者に 3,000 円まで補助があります。（手続きは[こちら](#)を参照）

(9) 申込方法

当健保組合ホームページより**受診申込書**をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、日本健康文化振興会宛に FAX で送信してください。

医療機関等の混雑状況やオプション検査等により希望に添えない場合は、日本健康文化振興会より代替え医療機関、及び日程のご連絡をさせていただきます。

**！予約日を変更する場合は「日本健康文化振興会」に電話連絡してください。**

**！申込後のキャンセル**

**【施設型】 「日本健康文化振興会」と「健診機関」の両方へ電話連絡。**

**【巡回型】 「日本健康文化振興会」に電話連絡。**

無断でキャンセルした場合等はキャンセル料が発生することがありますので、ご注意ください。

(10) 受診方法

予約確定後、日本健康文化振興会から「健康診断受診票」等、健診機関から「検査用容器」が送付されますので、指示に従って準備を行い、必要書類等を持参し受診してください。受診後、健診機関による健診結果の説明を受け、必要に応じて保健指導等を受けてください。また、「再検査」「要精密」「要治療」と判定された場合、健診機関に相談のうえ、必要に応じて医療機関を受診してください。

(11) 健診料の支払い

受診後2カ月以内に SMBC ファイナンスサービス(株)から自己負担金額と支払期限の記載された**払込取扱票**が受診者宛に届きます。

**すみやかにお支払いください。(振込用紙発行手数料275円は別途自己負担となります。この手数料は再発行ごとに加算されますので、紛失しないようご注意ください。)**

ゆうちょ銀行、郵便局またはコンビニエンスストアでのお支払いが可能です。

(12) 健診結果

健診結果は1カ月以内に健診機関より送付されます。(日本健康文化振興会経由で送付される場合もあります。)

健保組合も、受診者の健康保持・増進に役立てるため、日本健康文化振興会から健診結果の提供を受けます。

(13) 定期健康診断の受託

生活習慣病予防健診の受診により、事業所の定期健康診断を兼ねることとします。

**(兼ねることを必須条件として受診していただきます。ご注意ください。)**

**但し、会社が両方受診可能としている場合を除く。**

(14) 健診結果の事業所への提出

受診者は必ず事業所が指示する方法で健診結果を事業所へ提出してください。

**お問い合わせ先**

一般財団法人 日本健康文化振興会 本部事務局全国健診部

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南 1-14-1

電話 03-3316-0777